

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの関係に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置」の分類の見直し	「措置」の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する関係	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置」の分類の見直し	「措置」の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する関係	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容
050010	「投資・経営」在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の表の「投資・経営」の項	「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人として、投資の規模として、2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることが要件とされている。	C	-	投資要件については、2人以上の日本人等を常勤職員として採用していなくとも、投資額が年間500万円以上であればよい。 就業経験要件については、専門的・技術的分野の外国人労働者を受け入れるという政府の基本方針の下、出入国管理制度は構築され、当該要件はこれを担保するために設けられているものであることから、当該要件の緩和は困難である。なお、事業の経営又は管理に3年以上の経験(大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。)要件が課されている。	提案者の要望の主旨は国内外からのIT関連企業の集積を図り国際的なITビジネスの拠点形成を目指して、自治体の指定する特定施設に外国人が進出し事業を行う場合に限って要件の緩和を求めているものである。資格要件の目的は、地方公共団体の適切な関与により達成できるのではないかと、我が国の対内投資を促進する観点からも提案者の要望が実現できないか、再度検討し回答された。			C	-	「投資・経営」は、投資して、その投資した事業の経営活動を行う外国人等に対し与えられる在留資格であり、前提として相当額の投資が行われることが必要である。地方公共団体による事業の安定性・継続性の審査を経るとしても、投資要件を緩和することは相当額の投資をしていない外国人等に対し同資格を与えることとなり、日本通商航海条約第11条の規定等を受けて在留資格を設けている趣旨からして困難である。なお、地方公共団体が外国人個人に助成金等として資金を交付した場合にそれを投資資産として使えば、当該金額を加えて500万円以上の投資が行われれば良い。また、就業経験要件については、地方公共団体において、外国人が専門的・技術的分野の労働者に該当するか否かの客観的な判断を行う手法が確立されていない以上、当該要件を緩和することは困難である。						1121010	横浜市	国際ITビジネス交流特区	「投資・経営」在留資格要件の緩和	「投資・経営」在留資格を取得するための条件として、「当該事業がその経営または管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」、「事業の経営または管理について3年以上の経験を有し……」とされているが、特定施設(横浜市が指定する外資系企業集積拠点)に外国人が進出し事業を行う場合に、経営規模要件、経営管理経験要件を適用しない。	「投資・経営」在留資格要件を緩和することにより、当該地区においてベンチャーを含む外国からのIT企業の集積を促進する。
050020	「投資・経営」在留資格取得要件の緩和(経営開始時の常勤職員数の緩和)	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の表の「投資・経営」の項	「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人として、2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることが要件とされている。	E	-	投資要件については、2人以上の日本人等を常勤職員として採用していなくとも、投資額が年間500万円以上であればよい。	提案者の要望は当該要件の常勤職員の数にかかわる規定の緩和を求めているものであり、投資額のことではない。資格要件の目的は、地方公共団体の適切な関与により達成できるのではないかと、提案者の旨をふまえ再度検討し回答された。			E	-	投資要件を緩和することは投資規模の小さな外国人に対し同資格を与えることとなり、投資して、その投資した事業の経営活動を行う外国人等に対し与えられる在留資格として「投資・経営」の在留資格を設けている趣旨からして困難である。なお、実際に2人の雇用をしないとも、投資額が満たされれば在留資格「投資・経営」が与えられることとなり、これにより対応可能であると考えられる。						2008020	福岡県、福岡市	福岡アジアビジネス特区	「投資・経営」在留資格取得要件の緩和(経営開始時の常勤職員数の緩和)	右記省令「法別表第1の2の表の投資・経営」の項の下欄に掲げる活動の「基準1」の「ロ」当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることにおいて、常勤職員の数規定「2人以上」を、事業開始後3年以内は1人以上、4年目以降は2人以上とし緩和する。	海外からの進出企業の会社設立における経費負担を軽減することにより、特区内外の投資誘致を促進させる。
050030	「投資・経営」在留資格取得要件の緩和(公的機関が設置する立地支援施設等へ入居の場合の常勤職員数及び投資額の緩和)	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の表の「投資・経営」の項	「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人として、2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることが要件とされている。	C	-	投資要件については、2人以上の日本人等を常勤職員として採用していなくとも、投資額が年間500万円以上であればよい。	公的機関が設置する立地支援施設等に入居することで投資の実態を担保するものとして投資額の要件が緩和できないか、資格等の緩和も含めれば、概ね500万円程度が必要と考えられる。当該要請に係る措置を講ずることは困難である。本要件は投資の実態を担保するためのものであり、地方公共団体が提供する立地支援施設等を利用する場合には緩和できる性質のものではない。	本提案は、外国、特に中国、韓国などのアジアの小企業及びベンチャー企業を対象にしたものであり、かつ本特区が目標のひとつとして掲げるIT、バイオ、ナノテク等の産業集積を促進するために導入したい緩和措置である。 実際、当該外国企業にとって、日本人等の常勤職員2名以上の雇用もしくは年間500万円以上の投資は、いずれも経費負担を要するものであり、起業当初の経営を圧迫してしまっている。本邦内への進出を促進する段階で同要件が問題視されるケースが多い。そのため、対日投資の促進に当たっては、この投資要件のハードルを低くし、投資件数を増やしていく必要がある。 しかしながら、投資の実態を担保する必要性もあることから、「最低1名以上」、あるいは有限会社設立に必要な最低資本金を基準にした「年間300万円以上の投資」の要件緩和にとども、同緩和措置の適用については、本特区で戦略的に誘致する外国企業の設立当初の経営支援と位置づけから、当該企業が公的機関が設置する立地支援施設等に入居する期間のみとする限定的な条件を付すものである。		C	-	「投資・経営」は、投資して、その投資した事業の経営活動を行う外国人等に対し与えられる在留資格であることにより、投資の実態とともに、一定規模以上の投資を担保するための措置であることから、本在留資格を設けている趣旨からして、地方公共団体の関与により緩和できる性質のものではない。						2008030	福岡県、福岡市	福岡アジアビジネス特区	「投資・経営」在留資格取得要件の緩和(公的機関が設置する立地支援施設等へ入居の場合の常勤職員数及び投資額の緩和)	右記省令「法別表第1の2の表の投資・経営」の項の下欄に掲げる活動の「基準1」の「ロ」当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることにおいて、常勤職員の数規定「2人以上」を、「公的機関が設置する立地支援施設等へ入居する場合」に併し適用し緩和する。また、これに伴い、適用上の要件である「500万円以上の投資」を「公的機関が設置する立地支援施設等に入居する場合は300万円以上の投資」に緩和する。	海外からの進出企業の会社設立における経費負担を軽減することにより、特区内外の投資誘致を促進させる。
050040	外国人介護従事者に対する在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法別表第1	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	C	-	政府として、530万人雇用計画を掲げ、介護分野における雇用創出を目指しており、このような現状において、当該分野に係る外国人労働者の受け入れ措置を講ずることが困難である。	海外に介護の資格制度があり特定の技能を有していると認められるものについて在留資格を認める措置を講ずることができないかと再度検討し回答された。			C	-	海外に我が国と同様のレベルの資格制度が存在するか否かは不明であるが、在留資格に係る検討においては、単に専門性・技術性に係るものだけでなく、国内労働市場への影響等も考慮する必要がある。介護分野における雇用創出を目指している現状において、直ちに当該分野に係る外国人労働者の受け入れ措置を講ずることは困難である。						3006010	株式会社メダジャパン	外国人の介護従事者ための雇用事業	外国人の在留資格の拡大	出入国管理および難民認定法の別表において、在留資格一覧に介護労働従事者に関するものの記載がなされているが、その業務のために雇用し滞在することができないことから、出入国管理および難民認定法の別表において、在留資格一覧に介護業務を追加する。	
050050	外国人看護師に対する在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の表の「医療」の項	看護師に係る在留資格は設けられているが、法律上我が国の資格を有しければ就業できない業務独占資格である。	C	-	看護師に係る在留資格は設けられているが、法律上我が国の資格を有しければ就業できない業務独占資格である。就業を認めることは困難である。	外国の看護師資格が我が国の資格と同等と認められる特組みがなければ当該在留資格の付与はできないといことが確認された。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	法務省の措置の概要(対応策)に、法律上我が国の資格を有しなければ就業できない業務独占資格……。国内の雇用状況からの2点の指摘があった。 1. 国内の資格は日本だけの資格ではなく、世界中の国々で認められた資格です。多くの国で、自国の看護師の資格をとった人が他国で業務についています。 2. 今般、我が国の資格、しか認めない(規制を「外国の看護師資格」と規制緩和すると提案しています。法律や規制は理由があるから存在しているのしょうが、時代の変化、社会情勢の変化に準ずって対応することが特区・規制改革の主旨だと思います。 3. 今般、我が国の資格、しか認めない(規制を「外国の看護師資格」と規制緩和すると提案しています。法律や規制は理由があるから存在しているのしょうが、時代の変化、社会情勢の変化に準ずって対応することが特区・規制改革の主旨だと思います。 4. 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	外国の看護師資格が我が国の資格と同等と認められる特組みがなければ当該在留資格の付与はできないといことが確認された。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	C	-	外国の看護師資格が我が国の資格と同等と認められる特組みがなければ当該在留資格の付与はできないといことが確認された。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。						3009010	ガジェットアスラン	外国人看護師の日本での就労を認める規制緩和	外国人看護師へ就労ビザ(医療)を発給し、日本国内で看護師としての仕事ができるようにする。 1. 外国人看護師に就労ビザの発給する。 2. 日本人の看護師と同資格者として仕事ができるようにする。	日本の看護・介護の人材を確保し、働きつつある少子高齢化に対応する。現在でも不足傾向の看護職の個人を外国(特にアジア)の人材を受け入れる事で解消する。人材の供給は、アジア、インドネシア、タイ等がある。これらは国々、自国の人材を外国に提供することを重要な産業として奨励しています。国内の看護職等の不足は、医療、老介護、IT(IT人材)技術等も多岐にわたります。従来外国人の看護師の受け入れが出来なかった為実績はあきませんが、規制緩和されたとがなれば受け入れられる可能性があります。日本や海外の医療事情、人材不足、正規に入学し、働ける場所が確保できて、生活ができていれば受け入れられます。医療事情を鑑み、3段階で受け入れられる。 1. 海外の送り出し機関(国内の雇用保証の枠)を介する。 2. 日本語教育をする。 3. 入国手続(ビザ申請)をする。 日本国内での生活環境を整える。 4. 働きながら帰国の手続きをする等の「事業」が必要で、これからの日本は少子高齢化が進みます。長期的には見れば外国人の受け入れられれば経済の活力が低下してはいないといわれています。ハチクでなく、ある程度確立した技術であり、単独労働ではない看護職である看護師の受け入れは日本に必要な規制緩和です。	
050060	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「技術」資格での投資・経営等)	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の表の「技術」の項	外国人研究者受け入れ促進事業においては、産学連携が図られる地域において行われる研究活動をベンチャー・ビジネスの展開につなげるといった構想が認められるため、特例措置を設けたものであるが、このような活動を行っている者が経営に係る活動を行うためには、在留資格の変更の許可を受けなければならない。	C	-	外国人研究者受け入れ促進事業においては、産学連携が図られる地域において行われる研究活動をベンチャー・ビジネスの展開につなげるといった構想が認められるため、特例措置を設けたものであるが、このような活動を行っている者が経営に係る活動を行うためには、在留資格の変更の許可を受けなければならない。	当該提案の目的は、海外からITに関する企業、大学といった機関及び技術者、起業家、ビジネスマンといった人材が来やすい環境づくりや情報通信インフラの充実等を促進するための規制緩和を通じて、国内外からのIT関連企業の誘致やITベンチャーの育成による新たなIT関連企業の集積強化及び立地企業同士の連携を促進し、国際的なITビジネスの拠点形成を目指すことにある。「技術」の在留資格で来日した外国人が在留資格の変更をすることなく投資・経営を行うことができないかと再度検討し回答された。	IT関連企業の集積、連携ということから、在留資格「技術」を有する外国人が在留資格変更許可を得ることなく投資・経営活動を行うことを認める特別な必要性はない。また、外国人研究者受け入れ促進事業とは異なる事業主が起業を前提としている外国人を受け入れることとは想定しつつ、さらに、現段階において外国人研究者受け入れ促進事業において特定研究事業活動に係る上掲許可等の実施は乏しいことから、当該要請に係る措置を講ずることは困難である。		C	-	「外国人情報処理技術者受け入れ促進事業」において、特定情報処理活動に係る「特定活動」により在留する者は、特区内に事業所を構え、ベンチャー企業等の機関を設立し、取締役等に就任したときは、当該機関との委任契約等により、情報処理に係る経営活動を行うことが可能である。ただし、当該経営活動は当該事業所において行われるものであり、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に該当すること及び特区法第22条第1項の規定に基づき法務省令で定める要件に適合することが必要である。	提案者はIT企業の集積を促進するために在留資格要件の緩和を要望しているものである。これを踏まえ、特段の措置が講じられないかと再度検討し回答された。					1121040	横浜市	国際ITビジネス交流特区	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「技術」資格での投資・経営等)	横濱駅周辺地区に立地するIT関連企業で就業する外国人技術者が、同一企業内で経営等の活動に携わることができるほか、自らの技術を活かしてベンチャー、スピンオフベンチャーを創業することを促進する。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの関係に対する構造改革特区推進部からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進部からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名前	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
050070	外国人IT技術者の在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技術」の項	日本国内の専修学校の卒業生で専門士の資格を有するものについては、大卒以上の知識・技術水準を有するものとして、就労資格への在留資格変更を認めている。	C	-	外国の専修学校卒業生について本邦における大卒相当以上の者と同等の知識・技術水準を有するものであることを確認できる制度が設けられておらず、このような措置を講ずることは困難である。 なお、外国人IT技術者については、大学を卒業しておらず、10年以上の実務経験を有しない場合であっても、所定の試験に合格等している場合には、「技術」の在留資格で入国することが可能となっている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。さらに、相互認証に基づく情報処理技術者試験以外のIT技術者の間で広く普及している資格試験等について相当の知識技術水準を有するものとして確認する対象とすることで提案者の要望を実現することができないか、再度検討し回答された。	所定の試験に合格すれば「技術」の資格で入国は可能であるとしているが、試験の負担もかなりある。また、知識・技術水準を確認する制度が設けられていないため困難としているが、各国の教育制度により設置されている専修学校の卒業生を本邦における大卒相当以上の者と同等と認定したものを見出す制度を設けられないか要望するものであり、再度、検討をお願いしたい。		C						1124050	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	外国人IT技術者の在留資格要件の緩和	外国の専修学校の卒業生へ「技術」の在留資格を付与する。	外国人技術者の活用策として、「IT技術者試験の相互認証制度が法令化されているが、新たにIT関係の専修学校の卒業生に在留資格を付与することにより、民間企業によるソフトウェア開発を促進する。	
050080	在留資格「技術」の発給要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技術」の項	「技術」の在留資格については、学歴又は実務に係る要件を満たすことが必要であり、実務要件として、「10年以上の実務経験があること」を要件としている。	C	-	専門的・技術的分野の外国人労働者について積極的に受け入れるとの基本方針に則り、当該基準を設けているところであり、本要件の緩和は単純労働者の受け入れにつながるから、このような措置を講ずることは困難である。 なお、外国人IT技術者については、大学を卒業しておらず、10年以上の実務経験を有しない場合であっても、所定の試験に合格等している場合には、「技術」の在留資格で入国することが可能となっている。	右の提案者の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	ご指摘のとおり、1～2年の実務経験に短縮することは、単純労働者の受け入れにつながるという懸念はあるが、そのような短縮は想定していない。大卒相当以上の者と同等の知識・技術水準であることが実務経験により認証されれば足るものである。日本の教育制度で考えてみると、中学卒業後、大学を卒業と同水準までの5～7年程度の実務経験があれば十分、同水準に達するものと推定される。前段のとおり、短期間の実務経験では、単純労働者の懸念があるため、例えば、5～7年程度の実務経験があれば、単純労働者の受け入れにはつながらないことから、若い優秀な技術者を確保するため、例えば3～5年程度の緩和を、再度、検討をお願いしたい。		C					1124060	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	外国人の在留資格要件の緩和	「技術」の在留資格の基準にある実務経験10年を緩和する。	技術の進展が著しいIT関連で、若い優秀な技術者を確保し、ソフトウェア開発などを促進する。		
050090	「技術」の在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技術」の項	「技術」の在留資格については、学歴又は実務に係る要件を満たすことが必要であり、実務要件として、「10年以上の実務経験があること」を要件としている。	C	-	研究機関等が実務要件に代わる技術を有しているかの推薦を如何なる方法で行うのかが不明であり、客観的な判断手法が確立されていない以上、実務要件の緩和措置を講ずることは困難である。	右の提案者の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	推薦方法が不明であり、客観的な判断手法が確立されていないため困難であること、最低5年または一定期間の実務経験のあることを最低条件とする、一定の能力の客観的な判断基準とする、これに加えて、受入れ研究機関等で、各社の採用の必要性の客観的な判断手法が確立されていない以上、実務経験要件の緩和措置を講ずることは困難である。		C					1124070	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	外国人の在留資格要件の緩和	研究機関や技術機関等の推薦をもって「技術」の在留資格基準の実務経験10年を緩和する。	技術の進展が著しいIT関連で、若い優秀な技術者を確保し、ソフトウェア開発などを促進する。		
050100	外国人ホテルマンの就労先要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「人文知識・国際業務」の項	外国人宿泊客実績の少ないビジネスホテルであっても、一定の外国人宿泊客が見込まれ、「人文知識・国際業務」に係る活動を行うことが証明されるのであれば、在留資格を決定することは可能である。	E	-	これまで外国人観光客が宿泊しなかったホテル・旅館についても万博開催期間には多数の外国人観光客が宿泊する可能性があり、外国人ホテルマンの円滑な雇用は地域として取り組まなければならない課題である。宿泊見込みにかかる立証資料等外国人ホテルマンの雇用に係る必要な立証資料についての項目・内容等について名古屋入国管理局と協議したいので、ご意見をいただきたい。	右の提案者の意見を踏まえ、特に万博といふ特段の需要に配慮した対応が可能か、再度検討し回答された。			E						1016030	愛知県	愛知万博特区	外国人ホテルマンの就労先要件の緩和	外国人が在留資格を取得するための認定要件について、外国人宿泊客実績の少ないビジネスホテルも就労先として認められるよう緩和を図る。	外国人に認められた在留資格における就労先要件を緩和することにより、愛知万博開催中に、ホテルのフロント等で働く外国人ホテルマンの増員を図る。	
050110	外国企業の社員が支店等開設準備を行う場合における在留資格の付与(在留資格付与対象施設)の範囲拡大	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「企業内転勤」の項	外国企業の支店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化を図ることが見込まれる地域において、地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合には、本邦における事業所としての拠点確保が確保されていることとみなして、他の「企業内転勤」の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し在留資格「企業内転勤」の在留資格を決定する。	C	-	単に地方公共団体が指定する地域に事業所を開設するのみでは、「本邦における事業所としての拠点確保が確保されていること」が証明できることから、このような措置を講ずることは困難である。	地方公共団体が責任を持って民間施設を指定し、本邦における事業所としての拠点確保が確保されていることが担保されれば可能ではないか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	今回の横浜市の外国企業の社員が支店等開設準備を行う場合における「企業内転勤」の在留資格の付与(在留資格付与対象施設)の範囲拡大)についての提案は、規制の特例を受ける対象が外資系企業のための集積拠点(民間施設)5施設(以下、「特定施設」という。)に入居することが条件となっている。特定施設への入居企業は横浜市の助成金交付を申請できるが、助成対象企業に関しては、横浜市が専門家を交えた審査会を開催し、経営状況や事業の成長見込み、地域経済への貢献度などを総合的に判定する制度になっている。 横浜市が指定する特定施設への入居企業で、横浜市の助成金の交付対象企業は、「本邦における事業所としての拠点確保が確保されていること」が担保されていること、また、建設状況や事業の成長見込み、地域経済への貢献度などを総合的に判定する制度に準じ、同地区の活性化に大きな役割を果たすものと見込まれる。		C					1121050	横浜市	国際IT交流特区	外国企業の社員が支店等開設準備を行う場合における「企業内転勤」の在留資格の付与(在留資格付与対象施設)の範囲拡大	構造改革特区において実施することができる特例措置(第3次提案追加)において、地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合には、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し在留資格「企業内転勤」の在留資格を付与する。当該地区において、外国企業が支店等設立しやすい条件を整備し、横浜市が指定する外資系企業集積拠点(民間施設)への外資系「企業誘致」を促進する。			
050120	外国人「興行」の在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「興行」の項	在留資格「興行」に係る招へい機関に就いて、5名以上の常勤職員を雇用していること等の要件を講じている。	C	-	在留資格「興行」においては、問題事例も発生しているところであり、また、招へい機関による誘致という形態を行う以上、事実上労働者派遣とならないために、一定の管理体制を敷いていることが必要であることから、希望に係る招へい機関の要件を緩和することは困難である。なお、「興行」に係る申請者が我が国と外国との文化交流に資する目的で、地方公共団体等の資金援助を受けて設立された機関に招へいされた場合には、現行制度においても、5名以上の常勤職員を雇用していること等の要件は緩和されることとなっている。	国、地方公共団体等の資金援助を受けて設立された機関でなくとも、地方公共団体が認めた機関であればいいのではないかと、再度検討し回答された。	「興行」に係る申請者が我が国と外国との文化交流に資する目的で、地方公共団体等の資金援助を受けて設立された機関に招へいされた場合には、現行制度においても、5名以上の常勤職員を雇用していること等の要件は緩和されることとなっている。		C						3041100	観光都市・大谷の再生委員会	地域再生文化特区	外国人「興行」の在留資格要件の緩和	国際美術展等の芸術文化交流事業を活性化させること、当人口減少地域で徐々に定住人口を増やす目的から、アーティスト・イン・レジデンス事業を行う。このため芸術文化に係る外国人の在留要件「興行」の民間招聘における5名以上の常勤職員の雇用要件を緩和してほしい。	宇都宮市はイタリア・ピエトラサンタ市と国際文化友好都市を締結している。ピエトラサンタ市は、16世紀ミケランジェロがそこで採れた天然大理石を使ってダビデ像を作ったこと、また、超一流の世界的彫刻家を輩出した市として有名である。美術展、イベント等の芸術文化交流事業を継続的に行うこと、また、アーティスト・イン・レジデンス事業を行い、そして、観光都市として集客するとともに、アーティストたちの世界中から集まり、徐々に芸術文化村として定住人口が増えていくように計画したい。素通りの観光客と定住している地域住民が一体となって地域再生を図りたい。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	貴府省庁からの閣僚に対する構造改革特区推進部からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	貴府省庁からの再検討要請に対する閣僚	貴府省庁からの閣僚に対する構造改革特区推進部からの再検討要請	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再々検討要請に対する閣僚	規制特例事項管理番号	提案主体	特区計画(ゾーンの名称)	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
050230	在留期間延長の特例	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	外国人の適正な在留管理を図ることを目的として、最長3年の一定期間ごとに外国人の在留中の活動状況等を確認し、引き続き在留を認めることの可否を決定する仕組みとなっている。	C	-	外国人研究者については、一定の研究分野について研究から起業までの在留期間を認めることにより産業の育成を支援するといった目的から、また、外国人IT技術者については情報処理産業を支える技術者の受け入れ促進及び大学等との連携によるIT技術に係る技術開発に相当の期間を要する場合があることを踏まえてその確保を図る目的から在留期間の特例を認めたものであり、要望にあるような単純な在留期間の特例を講じることは困難である。											3104010	個人	国際交流特区	国際交流特区	境港市竹内団地内での外国製品の製造販売、外国人が飲食店を自由に設置営業可能に、5年間滞在可能なように規制を緩和する、また公営住宅に入居できるように規制を緩和し、長崎の出島のようにして欲しい。現在AZ地区に指定されている。	外国製品の製造販売で国内に販売発信でき、外国の飲食街の進出で外国人も定着する。外国語の必要性も増大し、外国大学の設置も可能である。米子空港(滑走路)も環日本海の拠点空港として平成20年には2,500mに延長され、境港も5万トン埠壁が整備される予定である。20万坪の土地は乗用地である。今年度には一日2万人の集客する量販店も進出する。また、水木しげるの鬼太郎の町でもあり、観光地としても有望である。飲食店は中国、韓国、モンゴル、ロシア、東南アジア諸国からの進出で横浜の中国人街のようにする。中国、韓国、モンゴル、ロシア、東南アジア諸国からの進出で国際交流都市を構築する。
050240	在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「投資・経営」の項		C	-	要望内容が不明であるが、起業をする外国人が取得する在留資格としては「投資・経営」が想定されるものの、同資格が決定されるためには、投資要件については、2人以上の常勤職員として2人以上の日本人等が従事する規模、投資額が年間500万円以上であればよい、及び事業所の確保という要件を満たすことが必要であり、投資活動の実態がない者に対し、同在留資格を付与することは困難である。											3076020	株式会社東京総合研究所	外国人起業家と地域住民が共生できる特区(エリア)の創生	在留資格要件の緩和	特区内で起業を行うとする者に対して株式会社を最低要件を満たしていれば在留資格を与えるものとする。	起業し在留する為のハードルが低くなる事により、起業を行うとすると、外国人にとつて非常に優れた場所となり、その地域を選び移住してくることが予想される。
050250	日本語学校の設置基準の緩和			E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難であるが、当該要望事項については、日本語教育振興協会に対して検討するよう連絡した。	貴省の回答では、「国として対応することは困難」とあるが、当該法人を認定しているのは法務大臣であり、その認定にあたっては審査基準の提出を求めている。また、審査基準の変更についても法務大臣の承認を必要としているところである。したがって、当該要望事項について国として改善のために必要な措置を採ることもできるのではないかと、提案に基づき必要な措置を講じられた。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるため必要な法的根拠がないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ所轄官庁として実質的に強い影響力を有していることに着目し、再提案しました。それに対する貴省の対応は遺憾ながら全くもって非協力的であり、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭きません。貴省の回答は、第三次提案時と全く同じものであり、ただ日本語教育振興協会へ連絡をした旨を伝えたのみです。構造改革特別区域法の主旨に沿うならばぜひ連絡内容や協会側の回答やその理由を公開しないのでしょうか。以上のことを踏まえて再回答の際は、以下の点をお答えください。もし、貴省が協会に何らかの影響を及ぼす立場にない主張するのであれば、事実上の関係を改めて影響力行使がないという証拠。第三次と本提案で協会側に連絡した内容及び第三次と第四次で連絡内容にどのような差異を設けたのか。第三次と本提案における協会側の回答およびその理由。もし、まだ回答を得ていないのであればいつまでに回答を得、その回答を公開できるのか、期限を明記すること。	法務省としては、学校教育法上の校地・校舎の自己所有制限の撤廃の措置が採られていることにかんがみ、日本語教育振興協会における日本語教育施設の運営に関する基準においても同様の措置を検討すべき段階にあると考えているところであり、その旨を伝達の上、同協会から審査基準の見直しをするか否かの判断について回答を得ることとする。	貴省の考えを早急に伝達し、同協会がいつまでに回答をするのか確認されたい。	-	-	本年度中に回答を得ることとする。	3063010	株式会社リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第十四条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。」と規定しています。この校地の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。			
050250	日本語学校の設置基準の緩和			E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難であるが、当該要望事項については、日本語教育振興協会に対して検討するよう連絡した。	貴省の回答では、「国として対応することは困難」とあるが、当該法人を認定しているのは法務大臣であり、その認定にあたっては審査基準の提出を求めている。また、審査基準の変更についても法務大臣の承認を必要としているところである。したがって、当該要望事項について国として改善のために必要な措置を採ることもできるのではないかと、提案に基づき必要な措置を講じられた。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるため必要な法的根拠がないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ所轄官庁として実質的に強い影響力を有していることに着目し、再提案しました。それに対する貴省の対応は遺憾ながら全くもって非協力的であり、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭きません。貴省の回答は、第三次提案時と全く同じものであり、ただ日本語教育振興協会へ連絡をした旨を伝えたのみです。構造改革特別区域法の主旨に沿うならばぜひ連絡内容や協会側の回答やその理由を公開しないのでしょうか。以上のことを踏まえて再回答の際は、以下の点をお答えください。もし、貴省が協会に何らかの影響を及ぼす立場にない主張するのであれば、事実上の関係を改めて影響力行使がないという証拠。第三次と本提案で協会側に連絡した内容及び第三次と第四次で連絡内容にどのような差異を設けたのか。第三次と本提案における協会側の回答およびその理由。もし、まだ回答を得ていないのであればいつまでに回答を得、その回答を公開できるのか、期限を明記すること。	法務省としては、学校教育法上の校地・校舎の自己所有制限の撤廃の措置が採られていることにかんがみ、日本語教育振興協会における日本語教育施設の運営に関する基準においても同様の措置を検討すべき段階にあると考えているところであり、その旨を伝達の上、同協会から審査基準の見直しをするか否かの判断について回答を得ることとする。	貴省の考えを早急に伝達し、同協会がいつまでに回答をするのか確認されたい。	-	-	本年度中に回答を得ることとする。	5150024	株式会社リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第十四条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。」と規定しています。この校地の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。			
050250	日本語学校の設置基準の緩和			E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難であるが、当該要望事項については、日本語教育振興協会に対して検討するよう連絡した。	貴省の回答では、「国として対応することは困難」とあるが、当該法人を認定しているのは法務大臣であり、その認定にあたっては審査基準の提出を求めている。また、審査基準の変更についても法務大臣の承認を必要としているところである。したがって、当該要望事項について国として改善のために必要な措置を採ることもできるのではないかと、提案に基づき必要な措置を講じられた。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるため必要な法的根拠がないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ所轄官庁として実質的に強い影響力を有していることに着目し、再提案しました。それに対する貴省の対応は遺憾ながら全くもって非協力的であり、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭きません。貴省の回答は、第三次提案時と全く同じものであり、ただ日本語教育振興協会へ連絡をした旨を伝えたのみです。構造改革特別区域法の主旨に沿うならばぜひ連絡内容や協会側の回答やその理由を公開しないのでしょうか。以上のことを踏まえて再回答の際は、以下の点をお答えください。もし、貴省が協会に何らかの影響を及ぼす立場にない主張するのであれば、事実上の関係を改めて影響力行使がないという証拠。第三次と本提案で協会側に連絡した内容及び第三次と第四次で連絡内容にどのような差異を設けたのか。第三次と本提案における協会側の回答およびその理由。もし、まだ回答を得ていないのであればいつまでに回答を得、その回答を公開できるのか、期限を明記すること。	法務省としては、学校教育法上の校地・校舎の自己所有制限の撤廃の措置が採られていることにかんがみ、日本語教育振興協会における日本語教育施設の運営に関する基準においても同様の措置を検討すべき段階にあると考えているところであり、その旨を伝達の上、同協会から審査基準の見直しをするか否かの判断について回答を得ることとする。	貴省の考えを早急に伝達し、同協会がいつまでに回答をするのか確認されたい。	-	-	本年度中に回答を得ることとする。	3063020	株式会社リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第十五条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。」と規定しています。この校舎の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。			
050250	日本語学校の設置基準の緩和			E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難であるが、当該要望事項については、日本語教育振興協会に対して検討するよう連絡した。	貴省の回答では、「国として対応することは困難」とあるが、当該法人を認定しているのは法務大臣であり、その認定にあたっては審査基準の提出を求めている。また、審査基準の変更についても法務大臣の承認を必要としているところである。したがって、当該要望事項について国として改善のために必要な措置を採ることもできるのではないかと、提案に基づき必要な措置を講じられた。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるため必要な法的根拠がないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ所轄官庁として実質的に強い影響力を有していることに着目し、再提案しました。それに対する貴省の対応は遺憾ながら全くもって非協力的であり、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭きません。貴省の回答は、第三次提案時と全く同じものであり、ただ日本語教育振興協会へ連絡をした旨を伝えたのみです。構造改革特別区域法の主旨に沿うならばぜひ連絡内容や協会側の回答やその理由を公開しないのでしょうか。以上のことを踏まえて再回答の際は、以下の点をお答えください。もし、貴省が協会に何らかの影響を及ぼす立場にない主張するのであれば、事実上の関係を改めて影響力行使がないという証拠。第三次と本提案で協会側に連絡した内容及び第三次と第四次で連絡内容にどのような差異を設けたのか。第三次と本提案における協会側の回答およびその理由。もし、まだ回答を得ていないのであればいつまでに回答を得、その回答を公開できるのか、期限を明記すること。	法務省としては、学校教育法上の校地・校舎の自己所有制限の撤廃の措置が採られていることにかんがみ、日本語教育振興協会における日本語教育施設の運営に関する基準においても同様の措置を検討すべき段階にあると考えているところであり、その旨を伝達の上、同協会から審査基準の見直しをするか否かの判断について回答を得ることとする。	貴省の考えを早急に伝達し、同協会がいつまでに回答をするのか確認されたい。	-	-	本年度中に回答を得ることとする。	5150025	株式会社リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第十五条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。」と規定しています。この校舎の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。			

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの関係に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例推進事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
050260	日本語学校の設置基準の緩和	-	-	E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難である。	日本語教育振興協会が当該基準を緩和する場合は法務大臣の承認が必要なのではないか、国としての審査基準の要件を明らかにすべきではないか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるために必要な法的根拠が存在しないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ所轄官庁として実質的に強い影響力を有していることに着目し、再提案したのであります。それに対する貴省の対応は遺憾ながら全くもって非協力的であり、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭きません。法的な規制はありませんが、事実上の規制で貴省の意向に沿った基準が制定されていることは認めません。もっと真摯な態度で対応することも可能はすです。もし、弊社の指摘に何らかの誤解があるのであればその証拠を示していただくようお願いいたします。		E						3063030	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」の第二十条は、「日本語教育施設の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ、6か月以上とするものとする。」と規定しています。この最低授業時間を緩和することを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	
050260	日本語学校の設置基準の緩和	-	-	E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難である。	日本語教育振興協会が当該基準を緩和する場合は法務大臣の承認が必要なのではないか、国としての審査基準の要件を明らかにすべきではないか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるために必要な法的根拠が存在しないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ所轄官庁として実質的に強い影響力を有していることに着目し、再提案したのであります。それに対する貴省の対応は遺憾ながら全くもって非協力的であり、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭きません。法的な規制はありませんが、事実上の規制で貴省の意向に沿った基準が制定されていることは認めません。もっと真摯な態度で対応することも可能はすです。もし、弊社の指摘に何らかの誤解があるのであればその証拠を示していただくようお願いいたします。		E						5150206	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」の第二十条は、「日本語教育施設の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ、6か月以上とするものとする。」と規定しています。この最低授業時間を緩和することを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	
050260	日本語学校の設置基準の緩和	-	-	E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難である。	日本語教育振興協会が当該基準を緩和する場合は法務大臣の承認が必要なのではないか、国としての審査基準の要件を明らかにすべきではないか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるために必要な法的根拠が存在しないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ所轄官庁として実質的に強い影響力を有していることに着目し、再提案したのであります。それに対する貴省の対応は遺憾ながら全くもって非協力的であり、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭きません。法的な規制はありませんが、事実上の規制で貴省の意向に沿った基準が制定されていることは認めません。もっと真摯な態度で対応することも可能はすです。もし、弊社の指摘に何らかの誤解があるのであればその証拠を示していただくようお願いいたします。		E						3063040	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第四十条は、「日本語教育施設の授業時間は、1年にわたり760時間以上とするものとする。かつ、1週間当たり20時間以上とするものとする。」と規定しています。この最低授業時間を修業期間の緩和と整合するように改めることを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	
050260	日本語学校の設置基準の緩和	-	-	E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難である。	日本語教育振興協会が当該基準を緩和する場合は法務大臣の承認が必要なのではないか、国としての審査基準の要件を明らかにすべきではないか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるために必要な法的根拠が存在しないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ所轄官庁として実質的に強い影響力を有していることに着目し、再提案したのであります。それに対する貴省の対応は遺憾ながら全くもって非協力的であり、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭きません。法的な規制はありませんが、事実上の規制で貴省の意向に沿った基準が制定されていることは認めません。もっと真摯な態度で対応することも可能はすです。もし、弊社の指摘に何らかの誤解があるのであればその証拠を示していただくようお願いいたします。		E						5150027	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第四十条は、「日本語教育施設の授業時間は、1年にわたり760時間以上とするものとする。かつ、1週間当たり20時間以上とするものとする。」と規定しています。この最低授業時間を修業期間の緩和と整合するように改めることを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	
050270	「大会社」における常勤監査役必置義務の特例	株式会社法の第18条第2項	大会社は、常勤の監査役を定めなければならない。	C	-	大会社に常勤監査役必置義務が課されているのは、大会社の監査役の仕事量は常勤者が必要とするの認識に基づきものであるから、一地域に限って特例を設けることはできない。なお、現在作業中の会社法制の現代化(平成17年国会提出予定)において、株式会社法の第18条第2項は、合理的に含めて検討中である。	提案の内容についても会社法制の現代化において検討の対象となっているのか確認されたい。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	「大会社の監査役の仕事量は常勤者が必要とするの認識に基づき」とあるが、当該第三セクターについては、不動産の所有と管理を主とした株式会社であることから、資本金は1億円を超えるもの、従業員数、事業内容等が少なく、中小企業基本法における中小企業に分類される。実態的には「監査役の仕事量は常勤者が必要とするほどではない」と考えられているが、こういった視点に立って、監査役3名以上置かなければならない理由を明確にし、回答されたい。	また、会社法制の現代化に関する要綱案では、「会計監査人を置く場合、常勤監査役不要とする」との旨が記されているが、当該提案内容が平成17年度中に実現される方向で検討されていると解してよいが、	C						1092010	尼崎市	監査制度規制緩和特区	「大会社」における常勤監査役必置義務の特例	資本金5億円以上又は負債が200億円以上の株式会社(大会社)においては、常勤の監査役を1名以上置くことが義務づけられている。この常勤監査役必置義務を、従業員数、売上高が小規模な大会社の第三セクター(例:従業員数20人未満かつ売上高10億円未満)においては、適用しないこととする。	常勤監査役必置義務を適用除外とすることにより、当該大会社の組織のスリム化、経営の効率化が促進されるほか、その費用・労力を新規事業等に展開していくことが可能となる。	
050280	「大会社」における常勤監査役3名以上必置義務の特例	株式会社法の第18条第1項	大会社には、常勤の監査役は3人以上を定めなければならない。	C	-	大会社の監査役は3人以上とされているのは、大会社の監査を行うためには3人以上の監査役が必要であるとの認識に基づきものであるから、一地域に限って特例を設けることはできない。なお、現在作業中の会社法制の現代化(平成17年国会提出予定)において、株式会社法の第18条第1項は、合理的に含めて検討中である。	提案の内容についても会社法制の現代化において検討の対象となっているのか確認されたい。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	「大会社の監査を行うためには3人以上の監査役が必要」とあるが、当該第三セクターについては、不動産の所有と管理を主とした株式会社であることから、資本金は1億円を超えるもの、従業員数、事業内容等が少なく、中小企業基本法における中小企業に分類される。実態的には「監査役3名以上置かなければならない理由を明確にし、回答されたい。」とされているが、こういった視点に立って、監査役3名以上置かなければならない理由を明確にし、回答されたい。	また、会社法制の現代化に関する要綱案では、「会計監査人を置く場合、監査役は1名以上で足り」とあるが、当該提案内容が平成17年度中に実現される方向で検討されていると解してよいが、	C						1092020	尼崎市	監査制度規制緩和特区	「大会社」における常勤監査役3名以上必置義務の特例	資本金5億円以上又は負債が200億円以上の株式会社(大会社)においては、常勤の監査役は3名以上置くことが義務づけられている。この監査役3名以上必置義務を、従業員数、売上高が小規模な大会社の第三セクター(例:従業員数20人未満かつ売上高10億円未満)においては、「中会社」と同様の1名以上に緩和することとする。	常勤監査役を1名以上とすることにより、当該大会社の組織のスリム化、経営の効率化が促進されるほか、その費用・労力を新規事業等に展開していくことが可能となる。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの届出に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	事業者主体からの意見	事業者主体からの意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	事業者主体名	特区対策プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
050360	外国法事務弁護士による本邦弁護士の雇用要件の緩和	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第43条	外国法事務弁護士は、弁護士を雇用してはならない。	D-3		外国法事務弁護士についての弁護士の雇用の解禁等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を、司法制度改革推進本部が第156回国会に提出し、平成15年7月15日可決・成立し、平成15年7月15日公布された。なお、施行時期については、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。									3076030	株式会社東京総合研究所	い、しよく、しゆう、ゆう、が(外国人起業家と地域住民が共生できる特区(エリア)の創生	外国弁護士による本邦弁護士の雇用の要件の緩和	外国弁護士が雇用者となり本邦弁護士と共同でサービスを提供する。	特区内に起業したものに対して適切な法律サポートができ、企業家及び弁護士が特区内に事務所を設置する事が期待できる。